

# 条 例

議会の議決を経た「千曲市下水道条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和8年3月25日

千曲市長

千曲市条例第10号

## 千曲市下水道条例の一部を改正する条例

千曲市下水道条例（平成15年千曲市条例第198号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（倉科地区農業集落排水施設を使用していた者等に係る特例）

- 4 千曲市農業集落排水施設条例（平成15年千曲市条例第200号。以下「排水施設条例」という。）の規定に基づく倉科地区農業集落排水施設の利用者及び排水設備設置義務者であつて、法第9条の規定による公示によりこの条例の規定に基づく公共下水道の利用者及び排水設備設置義務者となるものについて、排水施設条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。